

令和7年度 随意契約一覧表（水道部）

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

4月分

	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	水道部 企画室	吹田市水道部当直修繕等業務	執務時間外の修繕申し込みに伴う修繕、現場調査等	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市南吹田3丁目2番48号 吹田市水道・土木工事業協同組合	12,678,600円	漏水事故等の発生時において、他地域への被害拡大などの二次災害を防ぐためにも、迅速かつ的確な対応が必要であり、本業務実施に当たって要求される条件を満たす事業者は左記事業者以外にないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
2	水道部 企画室	水道料金システム及びRPA保守管理業務	水道料金システムソフトウェア及び関連ソフトウェア等の保守	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通Japan(株)関西公共第二ビジネス部	9,980,300円	本システムを構築した左記事業者でなければ、システムの保守管理業務に対応できないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
3	水道部 企画室	ハンディターミナル機器及びシステム保守業務	ハンディターミナル機器及びシステムの保守業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	豊中市服部本町2丁目8番19号 関西水道用品(株)	2,814,900円	ハンディターミナルシステムを構築した左記事業者でなければ、機器及びシステムの保守の対応ができないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
4	水道部 企画室	量水器取替等業務	量水器の取替、引揚、取付業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市南吹田3丁目2番48号 吹田市水道・土木工事業協同組合	単価契約 25mm以下1件につき 1,540円 他50項目 執行予定総額 40,406,300円	左記事業者は、吹田市水道条例第9条による指定給水装置工事事業者であり、取替に必要な技術者及び資機材等を有していること、また、市民からの問い合わせに対して適切かつ迅速に対応できることなど、本事業に必要な条件を満たした事業者であり、左記事業者以外に同条件を満たす事業者がないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
5	水道部 企画室	水道料金等コンビニエンスストア・モバイル決済収納代行業務	吹田市水道部の水道料金等をコンビニエンスストア・モバイル決済において収納し、その収納情報及び収納金を取りまとめる業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地 (株)電算システム	単価契約 1件あたり73円 執行予定総額 13,008,600円	契約の相手方となる業者の収納データに対応して収納システムを構築しているため。また、現在実施しているモバイル決済サービスに対応できるのは左記事業者以外にないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
6	水道部 企画室	債権管理システム保守業務	債権管理システムの保守	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	京都市南区東九条烏丸町5番地2 (株)京信システムサービス	2,725,800円	本システムを開発した左記事業者でなければ、障害時の対応、システム再設定等の保守管理業務に対応できないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
7	水道部 企画室	債権管理システム改修業務	債権管理システムの改修	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	京都市南区東九条烏丸町5番地2 (株)京信システムサービス	3,235,100円	左記事業者は現行債権管理システムの構築事業者であり、システム改修ができるのは左記事業者以外にないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
8	水道部 企画室	量水器・貯蔵材料品及び給水装置工事等に伴う水栓番号管理業務	量水器・貯蔵材料品の維持管理及び給水装置工事等に伴う水栓番号管理業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市南吹田3丁目2番48号 吹田市水道・土木工事業協同組合	11,084,040円	給水工事に精通し現場での対応能力が高く信頼性もあり、給水装置工事施工基準を熟知しており、当業務に複数名配置することが可能であるという条件を満たす事業者は左記事業者以外にないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

令和 7 年度 随意契約一覧表（水道部）

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

9	水道部 企画室	舗装本復旧測量・図面作成業務	道路復旧に係る測量・図面作成	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市南吹田3丁目9番9号 吹田市測量設計協同組合	単価契約 1mあたり2,500円 執行予定総額 28,311,250円	道路復旧工事の施工に伴う測量、図面作成業務であり、本業務に必要な即応性を有し、有資格者が豊富に在籍することに加え、信頼性の面で、本業務実施に当たって要求される条件を満たす事業者が左記事業者以外にないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
10	水道部 企画室	基準点等復元業務	基準点等の測量及び復元業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市南吹田3丁目9番9号 吹田市測量設計協同組合	単価契約 3級基準点測量・設置 1点につき 453,000円 他4項目 執行予定総額 21,032,000円	本業務に必要な即応性を有し、有資格者が豊富に在籍することに加え、信頼性の面で、本業務実施に当たって要求される条件を満たす事業者が左記事業者以外にないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
11	水道部 企画室	マッピングシステムデータ更新業務	配水施設等の工事内容や地形の変更内容をマッピングシステムへ反映するためのデータ更新業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市北区天満橋1丁目8番30号 アジア航測（株）大阪支店	21,390,600 円	データ作成からインストールまで一括した業務であり、併せて管網解析や修繕受付システムとの連携のため、システム構成等について精通している必要があり、システム開発者である左記事業者でなければできないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
12	水道部 企画室	マッピングシステム関連保守業務	マッピングシステムのソフトウェア等の保守業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市北区天満橋1丁目8番30号 アジア航測（株）大阪支店	4,167,900円	左記事業者は、マッピングシステムを構築した業者であり、本システムの保守は同社以外では対応できないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
13	水道部 企画室	(4月・5月分)漏水修繕業務	市内一円で発生する緊急漏水修繕業務	令和7年4月1日から 令和7年5月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市原町2丁目52番1-101号 (株)鴨建興業 吹田市金田町5番10号 (株)関根工務店 吹田市南吹田3丁目12番13号 (株)橋本工務店 吹田市山手町4丁目4番5号 (株)堀田工務店 吹田市南正雀1丁目24番35号 吹田土木興業(株) 吹田市南吹田3丁目2番48号 吹田市水道・土木工事業協同組合	単価契約 HIビニール管φ13mm 1mにつき200円 他1,880項目 執行予定総額 13,016,300円	本業務は市内で突発的に発生する水道施設の漏水修繕を行うもので、状況に応じた漏水修繕技術を持つ熟練の作業員が多数在籍し、24時間体制での緊急対応や、資材・建設機械等の即時調達ができることなど、本業務実施に当たって要求される条件を満たす事業者は左記事業者以外にないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】エ及びカに該当)
14	水道部 企画室	(4月・5月分)建替・舗装先行に伴う老朽管布設替業務	建物更新及び他企業による工事跡の道路本復旧に先行して行う老朽化した給水管の布設替業務	令和7年4月1日から 令和7年5月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市南吹田3丁目2番48号 吹田市水道・土木工事業協同組合	単価契約 HIビニール管φ13mm 1mにつき200円 他1,880項目 執行予定総額 3,229,600円	本業務は、既存住宅建替時及び他企業による工事跡の道路本復旧工事に先行し、老朽化した給水管の布設替えを行う業務であり、緊急性があることから、給水工事に精通し、現場での対応力が高く、資機材が豊富で、作業員が多く在籍し迅速対応が可能であるなど、本業務実施に当たって要求される条件を満たす事業者が左記事業者以外にないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
15	水道部 企画室	(4月・5月分)市道等路面復旧工事	漏水修理工事跡の小規模な道路本復旧工事等	令和7年4月1日から 令和7年5月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市川園町55番1号 吹田市道路建設協同組合	単価契約 路面復旧単価1㎡につき4,910円 区画線 白線1mにつき2,040円 他221項目 執行予定総額 18,369,450円	直営修繕工事跡や当部発注工事跡の仮復旧工事、小規模な水道管の緊急維持管理工事跡の本復旧工事を対象とし、限られた期間で現場調査や許可申請、地元調整を含め遅滞なく完了させるためには、豊富な資機材や作業員の確保が必要であり、これまで水道部発注の工事を誠実に履行してきた信頼性の面からも本業務実施に当たって要求される条件を満たす事業者が左記事業者以外にないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【建設工事】イに該当)

令和 7 年度 随意契約一覧表（水道部）

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

16	水道部 企画室	小規模貯水槽維持管理調査業務	「吹田市水道部小規模貯水槽水道管理指導要領」に基づく管理業務委託	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市南吹田3丁目2番48号 吹田市水道・土木工業業協同組合	単価契約 検査単価 1件あたり 9,400円 執行予定総額 9,130,220円	市内の小規模貯水槽を1年間で調査・点検する体制の確保が可能で、水質検査について精通した技術者・資機材等を有し、小規模貯水槽水道設置者へ適切な助言を行う技術員の配置が可能など、本業務に要求される条件を満たす事業者は左記事業者以外にないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
17	水道部 企画室	ガスクロマトグラフ質量分析計保守業務	ガスクロマトグラフ質量分析計（1号機・2号機）の保守業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市北区西天満5丁目14番10号 (株)島津アクセス 大阪支店	2,782,246円	本装置の調整及び部品調達については、製造会社である(株)島津製作所でなければ対応が困難であるが、同社には保守点検を行う部署はなく、これらの業務を行う専門の会社として設立された左記事業者でないと業務の達成ができないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
18	水道部 企画室	片山系監視制御装置年間保守業務	片山浄水所及び泉浄水所浄水管理センターの監視制御装置の年間保守業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市北区中之島3丁目3番23号 日新電機(株) 関西支社	4,400,000円	本装置は、左記事業者で開発された電算機システムで、システム開発を行った当該事業者でないと業務の達成ができないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
19	水道部 企画室	水中モーターポンプ修理	水中モーターポンプの引揚、据付及び修理	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市淀川区十三東1丁目15番20号 (株)大阪ポンプ製作所 守口市八雲中町3丁目13番71号 (株)中央ポンプ製作所 大阪市西区靫本町1丁目11番7号 テラル(株) 関西支店	単価契約 引揚及び据付 1件につき 228,000円 他116項目 執行予定総額 9,163,000円	浄水処理に必要なさく井用水中モーターポンプの修理等を緊急時にも迅速に対応する必要があるが、ポンプの引揚、据付、修理が実施できる事業者は左記の3者であるため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】エ及びカに該当)
20	水道部 企画室	水道料金等クレジットカード継続払い収納代行処理業務	水道料金クレジットカード継続払いにおいて収納し、その収納情報及び収納金を取りまとめる業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市北区大深町4番20号 (株)エフレジ	単価契約 月額35,000円 決済手数料1% トランザクション費用 1件あたり承認処理4円 他5項目 執行予定総額 9,165,200円	現行水道料金システムと連携する水道料金等クレジットカード決済インターネット受付システムの構築事業者であり、水道部でクレジットカード情報を一切保持せずに収納代行ができるのは左記事業者以外にないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
21	水道部 企画室	水道料金システム改修業務	水道料金システムの改修	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通Japan(株) 関西公共第二ビジネス部	5,437,300円	現行水道料金システムの構築事業者であり、システム改修ができるのは左記事業者以外にないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
22	水道部 企画室	電子式量水器の修理	取替等により引揚した量水器を製造メーカーにて修理	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市淀川区三津屋北2丁目22番5号 愛知時計電機(株) 大阪支店	単価契約 口径13mm1個あたり 13,000円 他7項目 執行予定額 10,908,700円	電子式量水器は、製造元である左記事業者しか修理できないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
23	水道部 企画室	車両の賃借	車両の賃借	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市福島区福島5丁目17番2号 大阪トヨタNorth(株)	4,448,290円	新たな車両をリースで使用するより、既存の車両を引続き使用の方が経費面で有利であるため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第6号【物品・委託役務関係業務】(1)に該当)

令和 7 年度 随意契約一覧表（水道部）

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

5 月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	水道部 企画室	電磁式量水器の購入	本市水道部仕様に対応できる電磁式量水器の購入	令和7年5月27日から 令和8年3月31日まで (令和7年5月27日)	大阪市淀川区三津屋北2丁目22番5号 愛知時計電機（株）大阪支店	単価契約 φ 50mm（SY型） 288,000円 φ 150mm（SU型） 428,000円 φ 250mm（SU型） 1,660,000円 執行予定額 2,613,600円	本市仕様に対応できる電磁式量水器を製造しているのは、左記業者のみであるため (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
2	水道部 企画室	水道マッピングシステム更新業務	水道マッピングシステムの統合型GISへの更新	令和7年5月26日から 令和8年3月31日まで (令和7年5月26日)	大阪市北区天満橋 1 丁目 8 番 3 0 号 アジア航測(株)大阪支店	13,915,000 円	現行システムのデータやプログラムの後継システムへの更新及び付帯システムとの連携が必要となり、システム開発者である当該事業者でしか本業務を達成できないため (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
3	水道部 企画室	泉浄水所 5号配水ポンプ吐出弁修理	泉浄水所に設置された5号配水ポンプ吐出弁の修理	令和7年5月26日から 令和8年1月30日まで (令和7年5月26日)	大阪市西区北堀江1丁目1番3号 (株)清水鐵工所 大阪営業所	2,464,000円	本設備は、メーカー独自に設計・製作されたもので、本設備を納入した左記事業者でしか点検・整備及び調整が出来ないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)